

「情報化月間2018普及・広報活動協力者募集要領」

情報化月間事務局

広く国民の皆様に、現在の情報化の促進における意識と理解を深めていただくため、10月の情報化月間において、広報活動にご協力いただける方を募集しております。

(1) 対象

企業・団体等（政府関係機関及び地方公共団体等の公的団体を含み、個人、政治団体、宗教法人及び反社会的勢力を除く。）におけるホームページや出版物等の広報媒体にて、情報化月間事業の広報にご協力いただける方。（不特定多数の方に向けたものに限り、社内広報等は除きます。）

(2) ご協力をお願いしたい広報の内容

情報化月間（情報化促進貢献個人等表彰、情報化月間記念式典等）の広報

協力者登録をいただいた場合、情報化月間ポータルサイト

(http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/gekkan/index.html)に「広報協力者」として、**広報媒体名**を掲載させていただきます。

※協力登録をせずに広報をすることを妨げるものではありません。

※広報内容が情報化月間の趣旨にふさわしくない場合、協力者登録を認めない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

(3) 情報化月間広報協力者登録方法

登録は随時受け付けております。広報実施前に、別添2「普及・広報活動協力者【登録用紙】」に必要事項を記載の上、メールにて、件名に【広報協力者登録】と明記の上、[「johogekkan@meti.go.jp」](mailto:johogekkan@meti.go.jp)までご提出ください。

事務局は登録者宛てに、『情報化月間協力者登録通知』をメールにてお送りします。

※都合により登録をお断りさせていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

(4) 情報化月間2018ロゴの使用について

広報実施に伴い、情報化月間2018ロゴを使用する場合には、使用する方法等を申請書に明記した上で、使用する日の営業日5日前までに、登録申請書を送付してください。

(5) リンクバナーについて

広報媒体に掲載して、リンクバナーとする場合は、リンク先は情報化月間ポータルサイトのトップページ (http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/gekkan/index.html) としてください。

※協力企業等が情報化月間協力者募集の趣旨に反するような行為を行った場合、法令及び公序良俗に反する行為を行った場合、その他事務局が必要と認める場合には、次に掲げる措置を講ずることとします。

- (1) 是正のための改善要請
- (2) 警告
- (3) 協力者登録の抹消やロゴマーク利用許可の取消

【問い合わせ先】

情報化月間事務局（経済産業省情報処理振興課 情報化月間担当）

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

Tel. 03-3501-2646

E-mail johogekkan@meti.go.jp

※問い合わせはメールでのみ受け付けております。問い合わせの際は、ご質問者の方の氏名、所属機関、住所、電話番号、FAX番号、E-mailアドレスを記載の上、件名は、「情報化月間普及・広報活動協力者登録に関する質問」としてください。ご連絡先や件名が無い場合には、質問にお答え出来ない場合があります。